

第40回公害紛争処理連絡協議会から

平成22年5月25日に、公害等調整委員会が都道府県公害審査会会長等との情報・意見交換等により公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため開催した「第40回公害紛争処理連絡協議会」の中から、大内捷司公害等調整委員会委員長による開会のあいさつ、磯部力國學院大学法科大学院教授、塩田正純（前）工学院大学工学部教授、石田弘義群馬県公害審査会会長、熊田登与子愛知県公害審査会会長の講演の内容を加筆補正したものです。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

1 冒頭あいさつ

本日はお忙しい中、遠路、「公害紛争処理連絡協議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。公害等調整委員会の委員長の大内でございます。

本協議会は、各都道府県の公害審査会等の会長・委員の皆様及び公害紛争処理制度を担当する各都道府県の事務局の方を対象として、公害紛争に関する情報・意見の交換を行うことにより、公害紛争処理制度に関し共通の理解を持ち、その円滑な運営を図ることを目的として開催させていただいております。

本日の協議会が、有益な情報共有・意見交換の場となるよう、期待申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 公害紛争処理制度の意義と課題

(1) 公害紛争処理制度の意義

公害紛争処理制度は、1970年（昭和45年）

に導入され、本年は、制度発足以来40年という、節目の年を迎えております。

公害紛争処理制度は、公害に関する専門的な知見を活用し、職権主義の要素を加えた柔軟な手続等により、国民に迅速・適正な紛争解決手段を提供するものとなっております。

紛争の当事者が、紛争の性質等に応じて、裁判手続以外にもその解決を図るためにふさわしい手続を選択できるようにして、権利利益の適正な実現を図る、裁判外紛争解決手続、いわゆるADRの理念に照らしても、重要な意義を有しているものと考えております。

(2) 公害紛争処理制度の課題

一方、40年という年月の経過に伴い、公害紛争処理制度を取り巻く状況は大きく変化をしています。

かつて深刻であった産業型の公害による被害は、地方公共団体や政府、企業などの努力

によって大きく減少しつつある一方、近年、廃棄物に関する問題、低周波音に関する問題、比較的小規模な生活騒音の問題など、以前とは異なる態様の公害に関する紛争の解決が課題になっております。

また、裁判所においても、近年、裁判の迅速化に向けた取組など、国民が利用しやすい司法の実現に向けた様々な取組が試みられております。

こうした中、公害紛争処理制度についても、制度の特長を生かし、時々の社会情勢やニーズに対応して、国民にとって利用しやすく有用な制度となるよう、努力していく必要があります。

(3) 公害等調整委員会の取組

当委員会では、紛争の性質に応じて、公害紛争処理制度が適切に活用され、紛争の適正な解決につながるよう、近年、制度の利用を促進するための取組を行っております。

1点目は、現地期日の開催です。

東京から離れたところに在住する当事者が、裁定手続をはじめとする公害等調整委員会の手続を利用する際の負担の軽減を図るため、審問期日等を被害発生地などの現地で開催する取組を実施しており、平成21年度は、10回の期日を各地で開催いたしました。

今年度も引き続き現地での期日の開催を継続してまいりたいと考えております。

2点目は、事件調査の充実です。

紛争解決に必要な調査を公害紛争処理機関自ら実施することは、民事訴訟による紛争処理と比べた場合、公害紛争処理制度の大きな特長を成すものであり、紛争解決のため

に必要な調査について、適時適切に実施してまいりたいと考えております。

3点目は、制度の周知・広報です。

公害紛争処理制度が、必要に応じて適切に活用されるためには、制度の認知度を高めることが必要であり、引き続き、市区町村・弁護士会・法テラスなどの関係機関や、国民に対する周知に努めてまいります。

このような取組などを受けて、平成21年度の公害等調整委員会への事件の新規受付件数は24件と、前年度までと比べても、大幅に増加しており、一定の成果が現れつつあるものと考えております。

(4) 公害苦情処理と公害紛争処理の連携

その一方、この取組は今なお途上であり、更なる努力の継続が必要であると考えております。今後の課題の一つとして、公害苦情処理と公害紛争処理の連携の強化、ということが挙げられます。

公害紛争は、まず、市区町村への公害苦情の申立てという形で顕在化すること多いかと思いますが、苦情や紛争の内容や状況に応じて、当事者にとって適切な解決手段が提供されることが望ましく、公害苦情処理による解決に限界がある案件については、公害紛争処理制度への移行が円滑に行えるようにする必要があると考えます。

平成21年度、公害等調整委員会では、比較的小規模な公害紛争事件の係属が増加しております。これは、市区町村の公害苦情処理の担当職員から、当事者に対して、公害紛争処理制度に関する情報提供が行われ、苦情処理から紛争処理への移行が適切に行われつつあ

ることも、その一因となっているのではないかと考えております。

当委員会としては、このような比較的小規模な事件も含めて、公害苦情処理による解決になじまず、公害紛争処理制度の手続が、苦情や紛争の解決のために有用となる事件について、積極的に処理をしてまいりたいと考えております。

(5) 都道府県へのお願い

各都道府県の公害審査会等におかれましては、日々、調停事件の解決に御努力いただいておりますが、各地域における公害苦情・公害紛争の適正な解決のため、引き続き、積極的な取組を、是非お願いできればと考えます。

また、主に事務局の方へのお願いでございます。公害苦情処理と公害紛争処理の連携については、まずは、当事者と最初に接することになる公害苦情処理の担当者に、公害紛争処理制度の意義や内容について、適切な認識を持っていただくことが出発点になろうかと思います。

当委員会でも、市区町村との意見交換、情報提供に努めておりますが、各都道府県においても、環境関係の会議や研修会など、市区町村と様々な連絡の機会があろうかと思いますので、公害紛争処理制度について、定期的な情報提供を行っていただくなど、市区町村の担当職員に対する周知を図っていただけますよう、是非、お願い申し上げたいと存じます。その際、要請があれば、当委員会からも、制度説明等のため、職員を講師として派遣させていただきます。

3 本日の日程・結び

本日は、当委員会の非常勤委員であり、國學院大學教授の磯部力委員から、「公害紛争処理制度の課題と期待」というテーマで講演を行うとともに、近年、低周波音の問題に係る紛争が増加していることにかんがみ、(前)工学院大学教授の塩田正純先生から、「低周波音問題の現状とその実際例」について、御講演いただきます。

また、各都道府県での公害紛争処理制度の運用に当たっての参考としていただけますよう、群馬県公害審査会の石田弘義会長、愛知県公害審査会の熊田登与子会長から、それぞれの審査会での調停事件処理の御経験について、御紹介いただく予定にしております。

こうした講演などを通じて、皆様方と公害紛争処理制度に関する情報の共有や意見交換を図り、国民にとって利用しやすい公害紛争処理制度を目指すに当たって、大いに参考になればと考えております。

また、本日は、最後に意見交換の時間も設けておりますので、是非、皆様からも積極的な御発言をいただければ幸いです。

それでは、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。